

沖縄防衛局における合衆国軍隊等の航空機事故等緊急処理要領を次のように定める。

平成28年4月1日

沖縄防衛局長 井上 一徳

## 沖縄防衛局における合衆国軍隊等の航空機事故等緊急処理要領

沖縄防衛局における合衆国軍隊等の航空機事故等緊急処理要領（平成19年沖縄防衛局達第5号）の全部を改正する。

改正 平成30年12月1日沖縄防衛局達第5号

令和2年4月1日沖縄防衛局達第3号

令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号

### （目的）

第1条 この要領は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）第18条に関連する特定の事故（以下「特定事故」という。）による人身及び財産等の被害発生に際し、迅速的確にその状況を把握し、緊急適切な処置を講ずることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要領において「特定事故」とは、合衆国軍隊等の航空機、艦船及び車両等による事故で社会的影響が大きいと考えられる事故をいう。

### （特定事故の通報）

第3条 業務課長が特定事故発生の情報を入手したときは、直ちに局長、次長、防衛補佐官、企画部長、管理部長、企画部次長、管理部次長及び報道室長に通報するとともに、必要に応じ、本省等、地方公共団体及びその他の関係機関へ通報する。

2 当直員が特定事故発生の情報を入手したときは、直ちに局長、次長、防衛補佐官、企画部長、管理部長、企画部次長、管理部次長、業務課長及び報道室長に通報するとともに、必要に応じ、本省等、地方公共団体及びその他の関係機関へ通報する。

3 前2項以外の職員が特定事故発生の情報を入手したときは、直ちに業務課長又は当直員に通報する。

### （特定事故に対する処置）

第4条 局長又はその命を受けた者は、特定事故が発生したときは事故現場におもむき警察等の協力を得て、特定事故による被害状況を調査するとともに、被害者等に対する弔慰、見舞い及びその他緊急にとるべき対策をたてるものとする。

### （本部の設置）

第5条 局長は、特定事故の処理を円滑に行うため、必要と認める場合は、臨時に緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。この場合において、当該本部名は特定事故の内容を表した名称を冠するものとする。

(本部長の構成等)

第6条 本部に緊急対策本部長（以下「本部長」という。）、緊急対策副本部長（以下、「副本部長」という。）及び本部員を置く。

2 本部長は、局長をもって充て、副本部長は、次長をもって充てる。

3 本部員は、総務部長、企画部長、調達部長、管理部長、防衛補佐官、労務管理官、会計監査官、企画部次長、調達部次長、管理部次長、総務課長、会計課長、地方調整課長、調達計画課長、業務課長、労務対策官、報道室長及びその他本部長が指定する者をもって充てる。

4 本部長は、部務を総理する。

5 副本部長は、本部長を助け、本部長が不在の場合、その職務を代行する。

(本部会議の開催)

第7条 本部長は、特定事故に関する基本的対策その他の重要事項について協議の必要がある場合は、緊急対策本部会議（以下「本部会議」という。）を開催する。

2 本部会議は、本部長が招集する。

3 本部長は、必要に応じて防衛事務所長、出張所長及びその他の関係職員を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務局の設置等)

第8条 本部を補佐し、所要の作業を行うため、本部の下に事務局を設置する。

2 事務局に事務局長を置く。

3 事務局長は、管理部長（管理部長に事故があるときは本部長が指名する者）をもって充て、事務局の事務を掌理する。

4 事務局に総括班、情報班、広報班及び被害調査班を設置し、各班に班長及び班員を置く。

5 総括班は、次の業務を行う。

(1) 本部の庶務に関すること。

(2) 事務局業務の総括及び庶務に関すること。

(3) 緊急見舞金等に関すること。

(4) 本部の設営及び現地連絡所の設置に関すること。

(5) 車両、物品等資器材の調達に関すること。

(6) 技術支援チームの派遣要請に関すること。

(7) 宿泊施設の確保に関すること。

(8) 省内幹部及び局内幹部の現地視察や面談における関係機関及び関係部署との連絡及び調整に関すること。

(9) 住民説明会の会場確保に関すること。

(10) 前各号のほか、他の班の行う業務以外の業務に関すること。

6 情報班は、次の業務を行う。

(1) 特定事故に係る情報収集及び整理に関すること。

(2) 関係機関及び関係部署との連絡及び調整に関すること。

(3) 外部からの問合せ等への対応に関すること。

7 広報班は、報道機関等との連絡及び調整並びに情報収集及び整理に関する業務を行う。

8 被害調査班は、特定事故による被害の実態調査及び記録並びに被害者等の対応に関する業務を行う。

(技術支援チーム)

第9条 本部長は、総括班の進言を受け、特定事故により生じた被害の対処を円滑に行うために建設、機械、通信等の専門的な支援が必要と認める場合は、事務局に技術支援チームを設置する。

2 技術支援チームにチーム長を置く。

3 チーム長は、調達部長（調達部長に事故があるときは調達部次長）をもって充てる。

4 技術支援チームは、本部長が命じた技術的事項に係る支援を行う。

(現地連絡所)

第10条 本部長は、特定事故により被害が生じた場合の周辺住民への対応等を円滑に進めるために必要と認める場合は、事務局に現地連絡所を設置する。

2 現地連絡所に所長を置く。

3 所長は、特定事故が発生した区域を管轄する防衛事務所長又は出張所長若しくは本部長が指定する者をもって充てる。

4 現地連絡所は、本部長の命じた事項に係る業務を行う。

(事務局の構成員)

第11条 事務局の構成員は、別表「事務局構成員指定官職表」に掲げる者とする。ただし、事務局長は、必要がある場合は、同表に掲げる者以外の者を命ずることができる。

(実施細目)

第12条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関する細目は、管理部長が定める。

附 則（平成30年12月1日沖縄防衛局達第5号）

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日沖縄防衛局達第3号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月9日沖縄防衛局達第7号）

この達は、令和4年8月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

## 別表

## 事務局構成員指定官職表

| 班   | 課（室・官）  | 職名                                                                |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------|
| 総括班 | 総務課     | 総務課長<br>課長補佐（総括担当）<br>課長補佐（総務、企画、文書担当）<br>総務係長                    |
|     | 会計課     | 会計課長<br>課長補佐（総括担当）<br>課長補佐（総務、会計、資金、管理担当）<br>総務係長<br>会計係長<br>管理係長 |
|     | 調達計画課   | 課長補佐（総務、企画担当）<br>総務係長                                             |
|     | 業務課     | ※業務課長<br>課長補佐（総務、渉外、業務担当）<br>総務係長<br>予算統計係長                       |
| 情報班 | 総務課     | 総合調整官（陸上自衛隊担当）<br>総合調整官（航空自衛隊担当）                                  |
|     | 地方調整課   | 課長補佐（総務、予算統計担当）<br>総務係長                                           |
|     | 地方協力確保室 | 企画調整第1係長<br>企画調整第2係長                                              |
|     | 連絡調整課   | 課長補佐（連絡調整第1・第2担当）<br>連絡調整第1係長<br>連絡調整第2係長                         |
|     | 業務課     | ※企画室長<br>課長補佐（企画調整・予算統計担当）                                        |

|       |         |                                                    |
|-------|---------|----------------------------------------------------|
|       |         | 課長補佐（事故補償第3担当）<br>企画調整係長<br>渉外係長                   |
|       | 労務対策官   | 首席労務対策調査専門官<br>労務対策調査専門官                           |
| 広報班   | 報道室     | ※報道室長<br>室長補佐<br>報道渉外専門官<br>報道渉外係長                 |
|       | 用地調整室   | 用地調整第1係長                                           |
|       | 取得補償室   | 取得第1係長                                             |
| 被害調査班 | 地方調整課   | 課長補佐（環境対策担当）<br>環境対策係長                             |
|       | 施設対策計画課 | 課長補佐（計画調整、事業対策第1担当）<br>計画調整係長                      |
|       | 周辺環境整備課 | 施設対策第1係長                                           |
|       | 防音対策課   | 防音第1係長                                             |
|       | 住宅防音課   | 住宅防音第1係長                                           |
|       | 業務課     | ※課長補佐（事故補償第1・第2担当）<br>業務係長<br>事故補償第1係長<br>事故補償第2係長 |
|       | 施設管理課   | 行政財産管理第1係長                                         |
|       | 施設補償課   | 漁業補償第1係長                                           |
|       | 返還対策課   | 返還対策第1係長                                           |
|       |         |                                                    |

|             |              |                                        |
|-------------|--------------|----------------------------------------|
|             | 施設取得第<br>1 課 | 賃貸契約第 1 係長                             |
|             | 施設取得第<br>2 課 | 賃貸契約第 1 係長                             |
|             | 施設取得第<br>3 課 | 賃貸契約第 1 係長                             |
| 技術支援チ<br>ーム | 調達計画課        | 課長補佐（総合企画第 1 担当）<br>総合企画第 1 係長         |
|             | 事業監理課        | 課長補佐（施設情報管理担当）<br>施設情報管理係長             |
|             | 建 築 課        | 建設監督官<br>建築第 1 係長                      |
|             | 土 木 課        | 建設監督官<br>土木第 1 係長                      |
|             | 設 備 課        | 建設監督官（電気担当）<br>建設監督官（通信担当）<br>設備第 1 係長 |

※は、各班の班長とする。